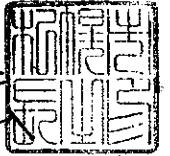


札幌市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第18号

札幌市介護保険条例の一部を改正する条例

札幌市介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「34,635円」を「31,518円」に改め、同項第2号中「45,026円」を「43,986円」に改め、同項第3号中「51,953円」を「47,796円」に改め、同項第6号ア中「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、」を削り、「125万円」を「135万円」に改め、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「350万円」を「360万円」に改め、同項第9号ア中「500万円」を「510万円」に改め、同項第10号ア中「600万円」を「610万円」に改め、同項第11号ア中「700万円」を「710万円」に改め、同項第12号ア中「800万円」を「810万円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「20,781円」を「19,742円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「34,635円」を「33,596円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度

から令和8年度」に、「48,489円」を「47,450円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。